第九条第一項	第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前号に規定する	前号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する
第四号	第四号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第四項	第五条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第五項	第五条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
一歳	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては、一歳二か月）
第四条各号	第四条各号（これらの規定により読み替えて適用する第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前条各号	前条各号（これらの規定を第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（法第五条第一項第二号に規定する一歳到達日をいう。）	（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日。）
第九条各号	第九条第一号から第四号まで、第五号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条各号	第十八条第一号から第三号まで、第四号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前項	前項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第五条第五項	前項
第五条第七項	第一項
	同項第七号から第十二号まで
第七条	第五条第五項
	第五条第三項
第九条（見出しを含む。）	第六条第三項
	第五条第一項
第十条（見出しを含む。）	第六条第三項
第十一条（見出しを含む。）	第六条第三項
	第五条第五項
第十二条第一項	第七条第一項
	この条及び第十四条
第十二条第二項	第五条第二項から第四項まで（第三号を除く。）、第五項
	同条第四項第二号
	第六条第三項

前項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する第九条の二第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定
第一項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第一項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する第九条の二第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定
同項第七号から第十一号までの規定を第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号	第五条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第五項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	この条（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十四条（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第二項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第三号を除き、第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	同条第四項第二号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第四項第二号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	